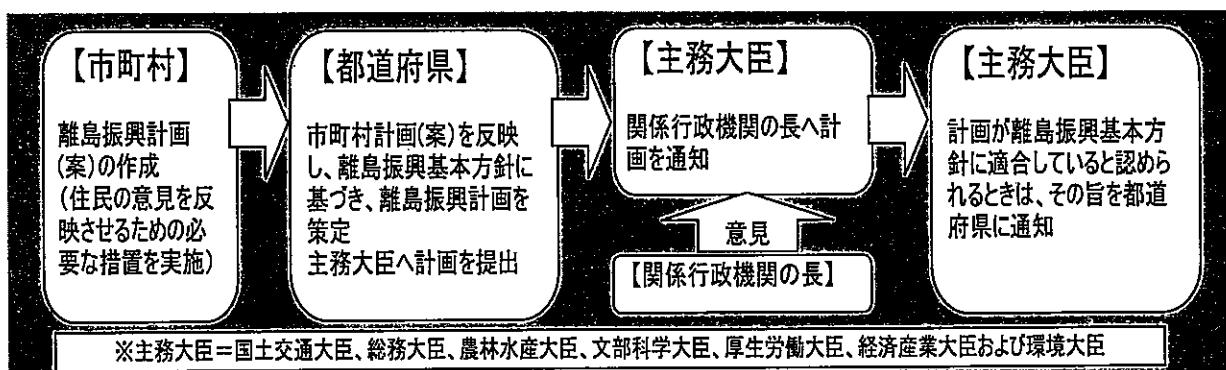


## 滋賀県離島振興計画の策定状況について

### 1 離島振興法に基づく地域指定の経過について

- 平成25年4月1日施行の改正法第1条(目的)で「四方を海等に囲まれ」と規定されたことに伴い、内水面の島(近江八幡市沖島)についても法の対象となる道が開けた。
- 平成25年4月11日開催の「国土審議会離島振興対策分科会」において、これまで存在しなかった内水面の離島を、内海に準じる扱いとする新たな指定基準が決定。
- 平成25年6月27日開催の同分科会において、沖島を含む5地域の指定了承。
- 平成25年7月17日付けで「近江八幡市沖島」が地域指定。(7/31日付け官報告示)

### 2 離島振興法に基づく離島振興計画の位置づけについて



### 3 離島振興計画の構成等について(法第4条)

- 定めるべき事項  
振興の基本の方針、交通・通信、産業、就業、生活環境、医療、介護、福祉、教育・文化、観光、地域交流、自然環境、再生可能エネルギー、国土保全・防災、人材など
- 意見の反映  
市町村は島民の意見を反映させた離島振興計画(案)を作成し、県は市町村の案をできる限り離島振興計画に反映させるよう努める。

### 4 計画策定の進め方について

各種振興施策の総合的かつ効率的な事業実施を図るため、滋賀県離島振興連絡調整会議(※H25.5.29設置)を通じ、庁内関係部局(庁内33課)および近江八幡市関係部局との連携を図りながら計画策定を進める。

- ・第1回(6月7日開催):沖島の現状等の情報共有
- ・第2回(7月19日開催):市の考え方を聴取

### 5 今後のスケジュール

日程	内 容
10月 ↓	第3回離島振興連絡調整会議
	近江八幡市との調整・国との事前協議
	第4回離島振興連絡調整会議
12月 ↓	総務・企業常任委員会へ離島振興計画(案)を報告
	国へ離島振興計画を提出
	関係行政機関への照会を経て、国から県へ適合通知

## 6 滋賀県離島振興計画（骨子）について

### はじめに

- ・指定に至る経緯
- ・策定の趣旨
- ・基本的な考え方
- ・計画の期間

### I. 現況

#### ○ 島の概況

- ・地形的な特徴
- ・生活の様式
- ・歴史的な背景
- ・漁業の営み

#### ○ 人口等の推移

- ・人口構成および世帯数の推移
- ・産業分類比率の推移

### II. 振興の方針

#### ○ 振興の目標

「琵琶湖の自然と文化を守り、環境を活かした暮らしを創造する安心・安全な沖島  
～クール&スマート アイランド～」

#### ○ 基本的な方針

1. 自然的特性を活かした生活ができる沖島（都市基盤・交通）
2. 琵琶湖の環境を活かして人々がいきいきと暮らす沖島（生活環境・産業）
3. 心を癒す琵琶湖の豊かな自然や文化を守り伝える沖島（自然環境・歴史文化）
4. 健康で安心な沖島
5. 災害等に備えた安全な沖島

### III. 施策の方向

#### ○ 下記の各事項に基づく①現状・課題、②振興の方針、③施策の内容を記述。

1. 交通通信の確保
2. 産業の振興
3. 雇用機会の拡充および就業の促進
4. 生活環境の整備
5. 医療の確保
6. 介護サービスの確保および高齢者福祉等の増進
7. 教育および文化の振興
8. 観光の開発
9. 地域間交流の促進
10. 自然環境の保全および再生
11. エネルギー対策
12. 国土保全および防災対策
13. 人材の確保および育成
14. その他離島振興に関し必要な事項

## 【参考データ】

### ■全国の離島の地域指定状況(平成25年4月1日現在)

都道府県数	1都1道23県
関係市町村数	69市30町11村
指定有人島数	254島
人口(H22国調)	386,771人

### ■今回の指定および解除の内容

地域名	県名	指定解除地域	離島振興対策実施地域	
			地城名	県名
高島	島根県	沼島・津	沖島	滋賀県
益田市高島	兵庫県	吉野、同湖部、同宇崎、同三下原郡、同淡路島	前島	岡山県
昭和三十六年九月二十七日公示した高島を解除する。	昭和五十五年七月三十一日	洲本市中津川組、田組、同大字、同字野、同南淡路島	似島	広島県
昭和五十六年九月二十七日公示した高島を解除する。	昭和三十九年七月九日総理府告示第十六号をもつて公示した沼島・津の一部を解除し、沼島とする。	小豆島	香川県	小豆島
		忽那諸島	愛媛県	近江八幡市沖島
				島之内島、同土庄町小豆島、小豆沖
				松山市奥居島
				昭和三十二年十一月二十五日総理府告示第百九十九号をもつて公示した直島諸島のうちの小豆郡土庄町奥居島を編入して小豆島とする。
				昭和三十二年八月十六日総理府告示第三百九十二号をもつて公示した直島諸島を編入して小豆島とする。

○ 総務大臣 新藤 義孝  
農林水産大臣 林 芳正  
国土交通大臣 太田 昭宏

離島振興対策実施地域  
農林水産省告示第六号  
国土交通省告示第六号  
離島振興法(昭和二十八年法律第二十号)第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域の指定を次のとおり一部解除し、平成二十七年四月一日から施行することとしたので、同条第二項の規定により公示する。

○ 総務大臣 新藤 義孝  
農林水産大臣 林 芳正  
国土交通大臣 太田 昭宏

離島振興法(昭和二十八年法律第二十号)第二条第一項の規定に基づき、離島振興対策実施地域を平成二十五年七月十七日をもつて次のとおり指定したので、同条第一項の規定により公示する。  
平成二十五年七月三十一日

告 示